# 【事業主の皆さまへ】労働保険の成立手続について

## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称であり、下記の**加入義務のある事業**で手続きがお済みでないという事業主の方は、まずは最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

**●「加入義務のある事業」とは？**

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を１人でも雇っている事業**は、労働保険の加入が法律で義務付けられている**強制適用事業**となります。

※ただし、農林水産業のうち「暫定任意適用事業」となっている一部の事業は強制適用事業から除かれます。

**●「労働者」とは？**

**労働者**とは、職業の種類にかかわらず、**事業に使用される者**で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

※労災保険は、全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件（週の労働時間、雇用期間等）を満たさない短時間労働者等は対象とならない場合があります。

**●労働保険料の算定方法は？**

原則として**【労働者に支払った賃金の額 × 保険料率】**により算定します。

※労災保険料は全額事業主負担、雇用保険料は事業主と労働者の双方が負担します。

**●国に納付された労働保険料の使途は？**

**労災保険**…仕事（業務）や通勤に起因する負傷、疾病、障害の残存、死亡について、**被災労働者とそのご遺族の保護**のための給付等を行っています。

**雇用保険**…労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

◎　労働保険の成立手続は、監督署・安定所の窓口で行っていただくほか、会社の事務所等から電子申請により行うこともできます。

◎　また、労働保険事務組合※への事務委託や、社会保険労務士への事務処理の委託（依頼）によることもできます。

※労働保険事務組合…事業主からの委託により、事業主が行うべき国への届出等の労働保険事務を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

詳しくは　長崎労働局総務部労働保険徴収室　電話０９５－８０１－００２５
又は最寄りの監督署・安定所へお尋ねください。